

新潟市養育里親及び養子縁組里親研修実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親及び養子縁組里親として必要な基礎的知識や技術の習得を行うとともに、養子縁組によって当該児童の養親となるために必要な知識や技術の習得を行い、その資質の向上を図ることを目的とする養育里親研修及び養子縁組里親研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の種類)

第2条 養育里親及び養子縁組里親研修は、新規登録時の「基礎研修」及び「登録前研修」と、登録更新時に実施する「更新研修」とする。

(研修の対象者)

第3条 研修の対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基礎研修及び登録前研修 養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）及び養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親希望者」という。）

(2) 更新研修 登録更新を希望する養育里親及び養子縁組里親

(研修の申込み)

第4条 養育里親希望者及び養子縁組里親希望者は、別記様式第1号による養育里親研修及び養子縁組里親研修申込書を市長に提出するものとする。

2 市長は、研修日程等を決定した時は、養育里親希望者及び養子縁組里親希望者に児童相談所長を経由して通知することとする。

3 更新研修の申込みは、登録の有効期限の最終年度の前年度末までに、第1項に規定する養育里親研修及び養子縁組里親研修申込書の提出をしなければならない。

(研修の方法)

第5条 実施主体は、児童相談所とする。

- 2 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。
- 3 研修科目は、児童福祉法施行規則第1条の34の厚生労働大臣が定める研修（厚生労働省告示第225号）の第1項第1号及び「児童福祉法施行規則第1条の38の厚生労働大臣が定める基準」（厚生労働省告示第133号）の第1項第1号並びに「児童福祉法施行規則第36条の46第2項の厚生労働大臣が定める研修」（厚生労働省告示第227号）の第1項第1号及び「児童福祉法施行規則第36条の46第4項の厚生労働大臣が定める基準」（厚生労働省告示第135号）の第1項第1号に掲げるものとする。
- 4 養育実習は、児童相談所（一時保護施設含む。）、乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設等で行うこととする。

（研修科目の免除）

第6条 現に里親登録されており、委託児童を養育中の者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できることとする。

- 2 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できることとする。
なお、「児童福祉事業に従事した者」としては、次の各号に掲げる資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者とする。

- （1） 福祉関係 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司
- （2） 保健及び医療関係 医師、保健師、助産師、看護師
- （3） 教育関係 教員
- （4） 司法及び矯正関係 家庭裁判所調査官、少年院教官

- 3 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できることとする。

- 4 市長が第2項又は第3項で定めるものと同等以上の能力を有すると認定した者につい

ては、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できることとする。

5 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして市長が認める者については、更新研修のうち、実習を免除できることとする。

6 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養育里親及び養子縁組里親研修の科目の一部を免除することとする。

7 第2項に定めにより研修科目を免除する場合は、免許または登録簿の写し及び別記様式第7号による従事証明書を市長に提出するものとする。

（研修期間）

第7条 研修期間については、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 基礎研修については、概ね講義及び演習1日、養育実習1日とする。

（2） 登録前研修については、概ね講義及び演習1日、養育実習2日とする。

（3） 更新研修については、概ね講義及び演習1日、養育実習1日とする。

（経費の負担）

第8条 養育里親及び養子縁組里親研修に参加するための経費については、受講者本人が負担することとする。

（養育実習）

第9条 児童相談所は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うものとする。

2 児童相談所は、養育実習先を決定したときは受講者に通知するものとする。

3 養育実習に伴う食費及び施設行事参加費等の受講者個人に係る費用については、養育実習施設が受講者から実費を徴収することができる。

4 受講者は、各養育実習施設の規則等を遵守し、各養育実習施設の指示に従うものとする。

- 5 養育実習中に知り得た秘密を他に漏らしてならないこととし、養育実習終了後も同様のこととする。
- 6 受講者は、養育実習修了後、別記様式第2号による養育里親及び養子縁組里親研修養育実習記録を作成し、養育実習施設に提出しなければならない。
- 7 養育実習施設は、実習修了後速やかに別記様式第3号による養育里親及び養子縁組里親研修養育実習報告書を作成し、受講者から提出された別記様式第2号とともに市長へ提出するものとする。
- 8 児童福祉法施行細則（昭和23年厚生労働省令第11号）第1条の37第2号の厚生労働大臣が定める研修（専門里親研修）を修了した者は、養育里親及び養子縁組里親研修を修了したものとみなす。

（修了認定）

第10条 市長は、研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行い、別記様式第4号又は別記様式第5号若しくは別記様式第6号による修了証書を交付するものとする。

2 市長は、修了証書を交付したときは、研修修了日を新潟市養育里親登録名簿又は新潟市養子縁組里親名簿に記載するものとする。

3 修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

4 基礎研修、登録前研修の科目が全部免除された者については、修了証書の交付を省略できることとする。

（その他）

第11条 新潟県が実施する養育里親研修（更新研修を除く。）を修了した者については、新潟市養育里親研修を修了したとみなすことができる。また、新潟県が実施する養子縁組里親研修（更新研修を除く。）を修了した者については、新潟市養子縁組里親研修を修了したとみなすことができる。

2 新潟市に居住していない養育里親希望者及び養子縁組里親希望者が新潟市の実施する養育里親及び養子縁組里親研修を受講することは妨げない。

- 3 養育実習について、疑義が生じたとき又はこの要領に定めのない事項については、新潟市と養育実習施設が協議のうえ決定する。
- 4 親族による養育里親となることを希望する者のうち、急を要する者は個別に研修を行うことができる。
- 5 新潟県所管の里親であった者が転居により新潟市所管の里親になることを希望する場合、新潟県における登録・更新期限の内は新潟市養育里親研修及び養子縁組里親研修の受講を必要としないこととする。
- 6 他県もしくは他市所管の里親であった者が転居により新潟市所管の里親になることを希望する場合、転居元の研修内容が新潟市で行う研修内容と同様のものと市長が認める場合、転居元における登録・更新期限の内は新潟市養育里親研修及び養子縁組里親研修の受講を必要としないこととする。
- 7 新潟市又は新潟県以外で行われた養育里親研修又は養子縁組里親研修を受講した者が、里親の登録前に新潟市所管地区に転居してきた場合、転居元の研修内容が新潟市で行う研修内容と同様のものと市長が認める場合、転居元の研修修了証が交付された日から2年以内は、新潟市養育里親研修及び養子縁組里親研修の受講を必要としないこととする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成29年4月1日からこの要領の施行日までの取り扱いについては、この要領によって処理されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）新潟市長

養育里親及び養子縁組里親研修申込書

児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法施行規則第 1 条の 3 4 及び 3 8 並びに第 3 6 条の 4 6 第 2 項及び第 4 項の規定に基づく養育里親及び養子縁組里親研修の受講を下記のとおり申し込みます。

記

希望する里親の種類	養育里親	養子縁組里親
申し込みをする研修	基礎研修	登録前研修 更新研修
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
そ の 他		

注 1 「希望する里親の種類」「申し込みをする研修」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「養育里親」及び「養子縁組里親」は同時に希望することができます。

2 「基礎研修」及び「登録前研修」は同時に申し込むことができます。

3 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、基礎研修の免除、登録前研修の実習を免除される場合は、免許又は登録簿の写し及び従事証明書を添付すること。

別記様式第 2 号（第 9 条関係）

養育里親及び養子縁組里親研修養育実習記録

〔施設名： 〕

氏 名
実習期間〔 年 月 日～ 年 月 日〕
実習内容
実習中に学んだこと・感じたこと・反省点など
その他（養育実習を終了しての所感等）

年 月 日

養育里親及び養子縁組里親研修養育実習報告書

施設名

代表者名

印

下記のとおり，養育里親及び養子縁組里親研修養育実習を実施したので報告する。

記

実施した養育実習	基礎研修（養育実習） 登録前研修（養育実習） 更新研修（養育実習）		
養 育 実 習 日	年 月 日 ～ 年 月 日		
実 習 内 容			
実 習 生 氏 名			
そ の 他 (実習の状況等)			

第 号
年 月 日

様

新潟市長

修了証書

あなたは、児童福祉法第6条の4第1項及び第2項並びに児童福祉法施行規則第1条の34及び38の規定に基づく養育里親及び養子縁組里親研修（基礎研修）を 年 月 日に修了したことを証します。

※交付日より2年間を有効期限とする。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

修了証書

あなたは、児童福祉法第6条の4第1項及び第2項並びに児童福祉法施行規則第1条の34及び38の規定に基づく養育里親及び養子縁組里親研修（登録前研修）を 年 月 日に修了したことを証します。

※交付日より2年間を有効期限とする。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

修了証書

あなたは、児童福祉法施行規則第36条の46
第2項及び第4項の規定に基づく更新研修を
年 月 日に修了したことを証します。

年 月 日

（あて先）新潟市長

従事証明書

新潟市養育里親及び養子縁組里親研修の受講のため、新潟市養育里親及び養子縁組里親研修実施要領 第 6 条第 2 項の規定により、研修科目の免除に該当することを証明します。

被証明者氏名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
従 事 開 始 年 月 日	年 月 日	従 事 終 了 年 月 日※ 1	年 月 日
事 業 所 名			
従 事 し た 業 務 内 容			
備 考			

※ 1 証明時点で従事が継続している場合は記載不要です。

上記のとおり相違ありません。 年 月 日

証明者（事業者） 事業所の名称：
所 在 地：
代 表 者： 印